

網走市長交際費の支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市長(市長の代理者を含む。)が市政の円滑な運営を図るため本市を代表して行う交際に要する経費(以下「交際費」という。)の支出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 市長は、交際費の支出にあたっては、社会通念上妥当と認められる支出の内容及び金額となるよう努めなければならない。

(支出の区分、内容及び金額)

第3条 交際費の支出の区分、内容及び金額は、次のとおりとする。

区分	内容	金額(基準額)
懇談経費	市政運営に係る意見の交換、渉外、情報収集等で飲食を伴う懇談に係る経費	1万5千円/1人
負担金	各種会議、総会、式典、懇談会等の参加に係る経費	主催者により定められた会費の額
慶祝	式典、祝賀会、行事等に際し祝意を表することが適当と認められる場合に支出する経費	1万5千円
弔慰	葬儀、法要等に際し、弔慰を表することが適当と認められる場合に支出する経費	別表に定める基準による額
土産品 ・贈答品	市政運営に係る訪問先、来客等への土産品、贈答品の購入に係る経費	土産品 1万円 贈答品 2万円

2 市長が特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず交際費を支出することができる。

(公表)

第4条 市長は、支出の年月日、区分、内容及び金額について、網走市公式サイトにおいて、支出日の属する月の翌月末までに公表するものとする。ただし、公表情報に網走市情報公開条例(平成11年条例第29号)第7条各号に掲げる不開示情報が含まれる場合は、その全部又は一部を除くものとする。

(見直し)

第5条 市長は、社会経済情勢の変化等を十分に踏まえ、適宜この基準の見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条第1項関係) 弔慰の支出基準

区分		香典(限度額)
名誉市民	本人	1万円
文化賞受賞者	本人	1万円
市政に密接に係のある 国会議員・道議会議員	現 本人・配偶者・父母・子	1万円
	元 本人	1万円
網走市議会議員	現 本人・配偶者・父母・子	1万円
	元 本人	1万円
常勤の特別職	現 本人・配偶者・父母・子	1万円
	元 本人	1万円
行政委員会の委員	現 本人・配偶者・父母・子	1万円
	元 本人	1万円
市政に密接に係のある 自治体の長	現 本人・配偶者・父母・子	1万円
	元 本人	1万円
網走市附属機関条例に定める機関 の委員、各種審議会委員	現 本人	1万円
市職員	現 本人	1万円
その他、市長が特に必要と認める者		上記基準を考慮し決定

・「行政委員会の委員」とは、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員をいう。

・「父母、子」は姻族は含まないものとする。